

第3回教育委員会会議録

1. 日 時 令和元年6月4日(火)
開会：午後1時30分
閉会：午後2時55分
2. 場 所 筑後市役所 東庁舎 303会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：久 保 大 委 員：石 橋 厚 子
委 員：吉 田 和 博
4. 事 務 局
教育委員会次長：森 田 欣 也 学 校 教 育 課 長：坂 本 啓 悟
社会教育課長：山 田 邦 昭 人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：古 賀 毅
学校教育課総務担当係長：堤 好 弘 教 育 指 導 主 事：椎 窓 敏 広
指 導 主 事：木 下 善 弘 指 導 主 事：堤 豊
学校教育課学校再編担当係長：佐々木 稔 学 校 教 育 課 学 事 担 当 係 長：岩 村 聖 司
5. 書 記
学 校 教 育 課：牧 聖 也
6. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

非公開議案

(1) 議案第20号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(平成31年度筑後市一般会計補正予算第1号：学校教育課)

(非公開で審議後、原案可決)

公開議案

(2) 議案第21号 筑後市教育委員会公印規則の改正について

教育長 議案第21号 筑後市教育委員会公印規則の改正について提案をお願いします。
ます。学校教育課長。

坂 本 資料3をごらんください。1ページあけていただいて、例規審議ワークシートというのを見ていただければと思います。

今年6月1日から社会教育課管理施設の利用に関する施設利用方法、使用料等が見直されて新たになったということで、具体的には学校施設を社会教育・社会体育団体等が使う場合は、まず利用団体登録をしていただくという手続になります。そこで登録証の発行を行う。そして、その次に登録された団体が具体的な学校施設の利用申請をする。そして許可証を発行するという2段階になっております。今はそのときに公印を押すことになるんですけども、社会教育課所管の教育委員会の公印というものを持ちませんので、それを新たに、この筑後市教育委員会公印規則を改正させていただいて、社会教育課の窓口で教育委員会の公印を押すことができるようにしたいというものです。

3ページのほうに、これまでは学校教育課の25ミリ正方形の教育委員会印しかありませんでしたが、それに18ミリ正方形の教育委員会印、社会教育課の管守者、社会教育課長というものを追加するという内容になっております。

以上です。

教育長 何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第21号の改正について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(3) 議案第22号 筑後市立学校職員安全衛生管理規程の改正について

教育長 続きまして議案第22号 筑後市立学校職員安全衛生管理規程の改正について。学校教育課長。

坂本 これも資料4の1ページあけていただいて、例規審議ワークシートというところをごらんください。

筑後市立学校職員安全衛生管理規程につきましても、教育委員会に総括安全衛生委員会を置くとか、あるいは学校に衛生委員会を置くとかというような規定がございます。その組織においては公務災害をいかに無くすか、あるいは超過勤務をいかに縮減するかというようなことについて協議をしてきております。教育委員会に置いております組織につきましても、教育長、次長、学校長代表、小中学校校長の代表、学校から一般の教員の先生等で大体10名で構成をしているということになっております。

今、働き方改革の議論というのがいろんな角度からしないといけないということになっておりますが、今のメンバーの中に養護教諭、それから、事務職員というものが含まれておりません。ただ、養護教諭、事務職員ともに時間外が結構あるという実態になっておりまして、働き方改革を議論する上ではやはり養護教諭、事務職員の方代表も入っていただく必要があるということで、その

旨の規定を追加して、委員としては12名に増やすという内容で改正をしたいと考えています。これは3ページのところを見ていただくと、そういう内容の改正ということで案を出させていただいているところです。

以上です。

教育長 学校総括安全衛生委員会は、平成27年度に教育委員会に立ち上げて会議をしておりました。これまでは10人の委員でやっていたのですが、これだけ働き方改革ということが進められる中で、広く情報を収集するという意味も含めて、違った職種の先生の代表も入っていただいたほうがよくないかということで、2名をそれぞれプラスして、現在は12名とするという改正案でございます。何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第22号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(4) 議案第23号 筑後市奨学金給付事業補助金交付要綱の改正について

教育長 それでは、議案第23号 筑後市奨学金給付事業補助金交付要綱の改正について、提案をお願いします。学校教育課長。

坂本 これも資料5を1ページあけていただいて、ワークシートのところを見ていただければと思いますが、3ページのほうがわかりやすいので、3ページを見ていただければと思います。

奨学金給付事業補助金交付要綱ということで、現行と改正後(案)を記載させていただきます。市の監査のほうから指摘がございまして、市の補助金交付要綱について、こちらに書いておりますように補助対象経費であるとか、そういうものを記載する必要があるということで見直したというのがきっかけになっております。

見直す内容は、主に3点ございます。

1点は、補助事業の規定のところなんですけれども、現行と、それから表になっている補助事業の内容が違っております。奨学会の規約におきましては、対象者としては保護者が筑後市に住んである方で、その子どもさんが高校生というのが対象になっておりますが、筑後市の現行の補助金規定でいいますと、市内に居住する高校生に対して行う奨学金給付事業というふうな書き方になっております。奨学金の規定と補助金の規定が少しずれておりますので、市の補助金のほうを正しく、保護者が筑後市にお住まいの高校生の方というような規定に変えるというのが1点です。

それと、補助団体の規定を新たに設けております。当然筑後市奨学会という

ことです。

それから、補助対象経費が盛り込まれていないというご指摘が監査からありましたので、そちらのほうに（１）奨学金に財源として支出することを目的とした基金の積立金、（２）奨学生に給付する奨学金のうち、前号に定める基金を財源とする額を除いたもの、と置いておりますが、補助対象経費としては、もちろん（２）番のほうで、奨学生に給付する給付金というのが１つございます。そして、（１）で規定をしております中には寄附金等があつて市から補助金として受けたら、それを基金に積み立てるということをしております。基金に積み立てる積立金についても補助対象経費にする必要があるんじゃないかという指摘がございましたので、給付をする奨学金、それから基金に積み立てる積立金ということで記載をさせていただいているものです。内容、大きくはその３点になります。

以上です。

教育長 親元を離れて高校というか、高校等というか、高専であつたり、今行っているのは海員学校みたいなところですかね。

坂 本 そうですね。

教育長 そういう子どもさんがいるので、もともとの要綱に合ったような形に変えるということで提案させていただいています。ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（な し）

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第２３号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成、原案可決）

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

（５）議案第２４号 筑後市就学援助費交付要綱の改正について

教育長 議案第２４号 筑後市就学援助費交付要綱の改正について。学校教育課長。

坂 本 資料６を１ページあけていただいて、１ページの例規審議ワークシートをごらんください。

筑後市就学援助費交付要綱の一部改正ということで、市の就学援助費につきましても、国の「要保護児童生徒援助金補助金予算単価及び国庫補助限度単価」というものを基準に、それぞれの項目の支給額をその基準に合わせて支給してきているという内容になっております。その単価が５月１日に引き上げられるという通知が県のほうから来まして、正式な通知がそれまで来ていなかったものですから、急いで今年度分から変えないといけないということで改正をさせていただきたいというものです。そちらのほうに金額の変更について記載をさせていただいております。どれも、少額なものは１０円から、高いものは１万

円までと幅が多少ございますけれども、矢印で示している右側の金額に置きかえていきたいということです。

1点だけ、これは平成31年度の給付分から金額を引き上げたいと考えております。3ページの表の一番下に附則ということで、「この告示は、公布の日から施行し、改正後の別表3の項の規定は、平成31年度に入学する児童生徒への就学援助から適用する。」としております。これは、新入学児童生徒学用品費等につきましては31年度に入学される方は前年度の3月に申請があつていいる分は支給をしております。その既に払っているものも含めて単価を引き上げるといことと改正をさせていただきたいと。ですので、既に払っているものについては差額支給等が発生するということになっています。そういう内容で改正をさせていただきたいというものです。

以上です。

教育長 公布の日はいつにするの。

坂本 公布の日ですか。

森田 1週間以内に公布です。

教育長 今日議決して1週間以内ですか。

森田 議決後1週間以内に公布しなければなりません。その日から施行という形になります。

教育長 そういった形になるということとございます。追加で支払う分も含めて実施をさせていただきたいという要綱の変更です。何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第24号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(6) 議案第25号 筑後市立中学校体育交流事業補助金交付要綱の改正について

教育長 議案第25号 筑後市立中学校体育交流事業補助金交付要綱の改正について。学校教育課長。

坂本 資料7を1ページあけていただきたいと思います。

筑後市立中学校体育交流事業補助金交付要綱の一部改正ということで、この交流事業に基づく補助金を従来から交付をしておりますが、市の監査指摘等もございまして、もともときちんとした交付要綱がなかったので、昨年10月に設置したという経緯になっております。補助金の計算基礎といたしましては、補助金当該年度の5月1日時点で在籍する生徒及び教職員の数に400円を乗じた額ということで従来してきておりました。昨年、この補助金交付要綱

を設定したときに、これは単純な事務的ミスなんですけれども、補助金交付年度の前年度の「10月1日」時点で在籍する生徒及び教職員の数というふうな記載になってしまっておりました。これにつきましてはミスですので、大変申しわけないと思います。

ただ、従来の金額、計算基礎と変わってしまいますので、これまでの当該補助金交付年度の「5月1日」ということで改めさせていただきたいというものです。よろしくお願いいたします。

教育長 補助金に対して監査指摘が非常に厳しくなりました、それに応じて補助金要綱を見直し、新たに作ったということで今回ミスが出てしまったということで、基礎の記述を10月1日で設定していたのを、中体連のほうは5月1日現在で求めるという形になっておりますので、これに合わせて改めて改正をさせていただくというものでございます。何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第25号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

(7) 議案第26号 筑後市学校給食用保存食及び展示食材料費補助金交付要綱の制定について

教育長 議案第26号 筑後市学校給食用保存食及び展示食材料費補助金交付要綱の制定について。学校教育課長。

坂本 それでは、資料8の1ページ目のワークシートをごらんください。

筑後市学校給食用保存食及び展示食材料費補助金交付要綱を新たに制定させていただきたいという内容です。

これにつきましては、学校給食においては、展示食というものをつくっております。学校に行かれたときに見られたことがあるんじゃないかと思いますが、栄養指導や盛りつけの目安とする展示食を飾っております。それと、食中毒事故等が発生したときの原因調査の材料とするために、保存食というものも別につくっております。この2食について、市のほうで負担金という形で予算化をして学校給食会に負担金を支払っておりました。そのお金で材料を買っていただくというような流れにしておりましたが、これが、負担金ではなくて補助金が適当ではないかという指摘を監査のほうからいただきました。負担金というのは法的な何らかの根拠があって、市が必ずそういうものを負担しないといけないという位置づけがあったというご指摘で、そういう定期的な国が示しているものというのがないということで、補助金にすべきではないかという指摘でございました。それを受けて、市としては、この補助金交付要綱を制定させて

いただきたいという内容になっております。

詳しい具体的な交付要綱は3ページ以降に記載をさせていただいております。
(補助事業等)のところに記載をしておりますが、補助額は、ちょっと難しい言葉がずっと並んでおりますが、給食費の日額、これは小学校でいうと240円、中学校でいうと290円になります。これに保存食と展示食の2食分、そして給食の実施回数、日数、200日なら200日掛け2回、そして、240円とか290円とかいうような金額をお支払いするという内容で記載をさせていただいております。

以上です。

教育長 もともと負担金としていたものを補助金とするということで、新たに設置するものです。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第26号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

4 協議事項

(1) 小学校再編計画(案)の検討状況について

5 報告事項

(1) 筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)処分について

(2) 非常勤職員の任用について

(3) 平成30年度筑後市一般会計繰越明許費について

6 その他

(1) 次期教育委員会

7 閉会のことば